

事後除外手続について

1. 事後除外手続とは

図書館等へ送信される資料は、国立国会図書館のデジタル化資料(※1)のうち、入手困難な資料(※2)です。入手困難な資料に限定するため、まず国立国会図書館で、出版情報データベース等への機械的な照合を行い、送信候補とする資料のリストを作成し、公表します。次に、公表した送信候補資料について、除外基準に該当するものがあつた場合に出版者、著作(権)者等からお申出をいただき、それらを送信対象から除外します(事前除外手続)。この手続を経て決定されたのが、送信される「送信資料」となります。

この「送信資料」のうち、除外基準に該当するものがあつた場合に、出版者等からのお申出に基づきその資料の送信を停止するための手続が「事後除外手続」です。

除外基準は、以下に示すものです。お申出の内容が除外基準に該当することを国立国会図書館の担当者が確認した後、その資料の送信を停止します。

除外基準

①当該資料又は同内容の著作物が市場(オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。)において流通している場合(おおむね3か月を目安として流通予定であることを公開情報により確認した場合を含む。)

※「同内容の著作物」とは、デジタル化資料の内容を全て含む著作物で、文庫版、作品集・全集、他出版社からの再版等を含みます。

②当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合
※「著作権等管理事業者」とは、著作権等管理事業法に基づき、文化庁長官の登録を受けて著作権等管理事業を行う者を指します。

③当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があつた場合(請求者適格の確認により、停止措置をとる。)

④当該資料の出版者から、経済的利益以外の正当な理由(人権侵害、個人情報保護等)により、送信利用の停止の要請があつた場合

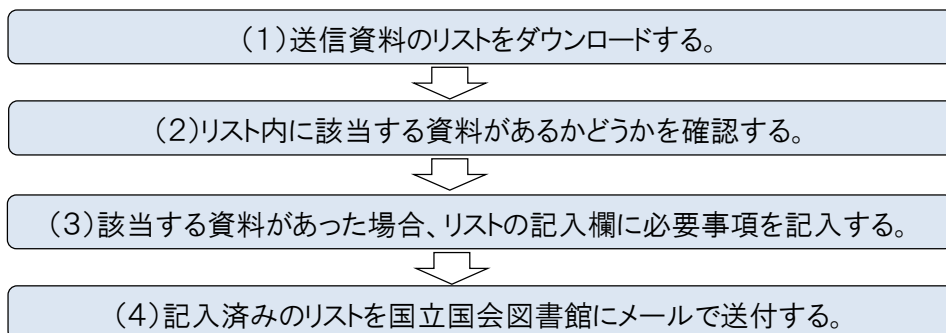
※④については手続が異なりますので、7ページをご参照ください。

※1: デジタル化の範囲等については、国立国会図書館ホームページの「資料デジタル化について」のページをご参照ください。
<http://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/index.html>

※2: 著作権法第31条第3項によるサービスであるため「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」が対象となります。

2. 事後除外手続の大まかな流れ

事後除外手続の大まかな流れは以下のとおりです。詳細は次ページ以降に説明します。



3. 事後除外手続の詳細

(1)送信資料リストのダウンロード

■リストの掲載場所

リストは、国立国会図書館のホームページ内の「図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)に係る除外手続」のページ(図1)に掲載されています。検索エンジンでページ名を検索していただくか、国立国会図書館のホームページのトップから以下のようにアクセスしてください。

ホーム > 資料の保存

- > 資料デジタル化について
- > 図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)に係る除外手続

URLは以下のとおりです。

<http://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/distribution.html>



図1 「図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)に係る除外手続」のページ

■リストの種類

ホームページに掲載しているリストは、図2に示すものです。全件リストとは、その種別に該当する資料名(雑誌はタイトル名)が全て含まれているものです。分割リストとは、資料数の多い、図書と博士論文について用意しているもので、全件リスト掲載分から、図書については出版者別(又は著者別)、博士論文については大学別に該当資料を抽出したものです。(分割リストについては3ページもご参照ください。)

リストのファイル形式は、それぞれについて、Microsoft Excel(XLSX)版とTSV(タブ区切り)版との2種類があります。TSV版ファイルはZIP形式で圧縮していますので、ダウンロード後に解凍してください。

全件リスト

資料種別	内容
図書(戦前期)	昭和43年までに受け入れた図書のほか、震災・災害関係資料(昭和62年までに受け入れた民間図書を含む。)約56万点 ※漫画・絵本は送信を留保しています。
図書(戦後期)	
古典籍	明治期以降の貴重書等 約2万点
雑誌	明治期以降に発行された雑誌(刊行後5年以上経過したもの)約1万タイトル(約80万点) ※商業出版されているものは送信を留保しています。
博士論文	平成3~12年度に送付を受けた論文(商業出版されていないもの)約12万点
脚本	昭和50年代までの放送脚本 約3千点

分割リスト索引

資料種別	内容
図書(出版者別)	出版者名の頭文字が漢字の「日」「大」「東」「山」「中」のいずれかの出版者(約12,000)のリスト
	出版者名の頭文字が漢字以外の出版者(約4,500)のリスト
図書(著者別)	名前の読みの頭文字がア行、ヴの著者(約25,300)のリスト
	名前の読みの頭文字が英数字の著者(約18,500)のリスト(著者データがない資料も含む)
博士論文(大学別)	289の大学名のリスト

図2 ホームページに掲載しているリスト

■リストのダウンロード方法

○全件リスト

ファイル名をクリックすると、リストがダウンロードされます。

図書、博士論文は非常に点数が多いため、ファイルサイズが大きくなっており、ダウンロード等に時間がかかります。特定の出版者や著者の図書、あるいは特定の大学の博士論文のみを検索する場合は、下記の分割リストをご利用ください。

○分割リスト索引

(図書の分割リスト)

出版者数及び著者数が非常に多く、全ての分割リストを直接ホームページには掲載することができないため、ホームページには索引のみを掲載しています。**まず索引をダウンロードし、そこから該当する出版者(又は著者)の分割リストを入手するという、2段階での入手方法となります。**

出版者別の場合、まず索引ファイル内で検索等により該当の出版者を探していただき、その横の列に記載されているURLにアクセスして、その出版者の分割リストをダウンロードしてください。XLSX版の索引では、一番右の列の「リンク」という文字をクリックするとダウンロードできます。(図3参照)

なお、資料数が100点未満の出版者については、分割リストは複数の出版者を含むリストとしています。そのリストの中で、出版者名での再度の絞り込みを行ってください。

著者別の場合も出版者別の場合と同様の方法でダウンロードしてください。資料数100点未満の著者については、複数の著者を含むリストとしていますので、そのリストの中で著者名で絞り込んでください。

※著者の索引での著者名の表記は、国立国会図書館の典拠データの「標目」としています。各著者の「標目」は、Web NDL Authorities(国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス) <<http://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>>でご確認いただけます。

(博士論文の分割リスト)

図書と同様に、まず索引をダウンロードし、そこから授与大学別の分割リストをダウンロードしてください。資料数が10点未満の大学については、分割リストは複数の大学を含むリストとしています。

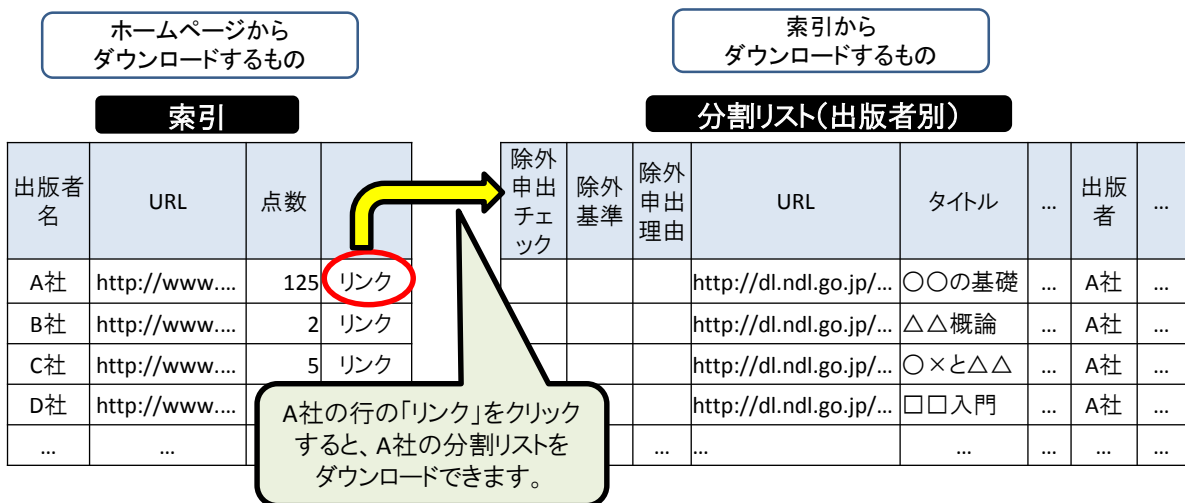


図3 分割リストのダウンロード方法(XLSXの場合)

(2)送信資料リストの確認

■リストの見方

送信資料リストの見方について、図書のリストを例にして説明します(図4、図5)。

1行に1件の資料の情報が掲載されています。資料の並び順は、概ねタイトルの読み順(「0～9」→「A～Z」→「あ～ん」となっています。リスト内を、タイトル、著者名、出版者名等で検索して該当資料を探してください。検索方法については、下記の(参考)もご参照ください。

除外 申出 チェック	除外 基準 (①～③)	除外 申出 理由等	URL	タイトル	巻次	シリーズ	版表 示	著者	出版者	出版年	ISBN	資料 種別
			http://dl.ndl.go.jp/...	〇〇と××		〇〇ブック レット		△△□□ 著	□□館	1950		図書
			http://dl.ndl.go.jp/...	△△講座	第5			〇〇△△ 編	〇〇出 版	1953		図書
			http://dl.ndl.go.jp/...	□□入門				□□協議 会編	〇〇出 版	1954		図書

(A)
(B)
(C)
(D)

図4 図書のリストのイメージ

(A)	除外申出チェック、除外基準(①～③)、除外申出理由等	除外申出の記入欄です。該当する資料について、ここに必要事項を記入してください。(記入方法は5ページを参照)
(B)	URL	その資料のURLです。国立国会図書館及び送信先図書館でのみ閲覧できる資料のため、インターネットからアクセスしても画像はご覧になれませんが、詳細な書誌事項や目次をご覧いただけます。
(C)	タイトル、巻次、シリーズ名、版表示、著者、出版者、出版年、ISBN	資料についての情報です。該当する情報がない場合は空欄になっています。
(D)	資料種別	図書、古典籍、雑誌、博士論文、脚本のいずれかです。

図5 図書のリストの項目

(参考)リストの検索方法の一例

Microsoft Excel 2013でタイトルで検索する場合

- 1 [ホーム]→[編集]→[並べ替えとフィルター]→[フィルター]をクリックする。
 - 2 見出し行(1行目)の各列に下向きの▼ボタンが表示されるので、「タイトル」の列の▼をクリックする。
 - 3 そのメニューから、[テキストフィルタ]→[指定の値を含む]をクリックする。
 - 4 「抽出条件の指定」の画面の入力欄にタイトル(又はタイトルの一部)を入力して[OK]をクリックする。
 - 5 指定した文字をタイトルに含むデータの一覧が表示されます。
 - 6 1と同じ操作で、元の表に戻ります。
- ※同様の方法で、著者名や出版者名等でも検索できます。

■ 図書以外のリストについて

○ 古典籍、脚本のリスト

ほぼ図書と同じ構成です。

○ 雑誌のリスト

雑誌タイトル単位での表ですが、記載されているタイトルの全ての号が当館でデジタル化されているわけではありません。デジタル化範囲(巻号及び出版年)の列をご参照ください。

○ 博士論文のリスト

基本的に図書と同じ構成で、タイトル、著者、学位授与機関、授与年を掲載しています。

(3) 送信資料リストへの記入

■ リストへの記入方法

該当する資料について、リストの除外申出記入欄(左3列)に下記の必要事項を記入してください(図6参照)。記入方法は、図書、古典籍、雑誌、博士論文、脚本とも共通です。

- ・「除外申出チェック」欄:「○」を記入してください。
- ・「除外基準」欄:「①」、「②」、「③」のいずれかを記入してください。
- ・「除外申出理由等」欄:除外基準の種別に応じて、以下の必要事項を記入してください。

除外基準①の場合	流通していること(又は流通予定であること)がわかる情報源(ウェブサイトの名称・URLや、印刷物の名称・巻号等。別途 添付資料等がある場合は、その旨を記載してください)
除外基準②の場合	著作権等管理事業者の名称
除外基準③の場合	該当する著作者の氏名

除外申出 チェック	除外基準 (①～③)	除外申出理由等	URL	...
○	①	出版予定(「これから出る本」○月上旬号)	http://dl.ndl.go.jp/...	...
			http://dl.ndl.go.jp/...	...
○	②	管理団体委託(学著協)	http://dl.ndl.go.jp/...	...
○	③	□山△郎	http://dl.ndl.go.jp/...	...
			http://dl.ndl.go.jp/...	...

図6 必要事項記入のイメージ

(4) 申出用リストの送付

■ 申出用リストの作成

送信資料リストそのままではファイルサイズが大きく、通信時の容量制限の対象となる可能性もありますので、**申出用リストとして、該当行のコピー&ペースト等により、○をつけた行のみを抽出したリストを作成してください(図7)。**

図書と雑誌等、異なる資料種別のもは別のファイルにしてください。また、資料の特定のために「URL」の列以降の情報も必要となりますので、該当する資料の行の情報は全てコピーしてください。

分割リストでファイルサイズが大きくない場合は、コピー&ペースト等をせず、元のリストに必要事項を追記したものをお送りいただいても結構です。

除外申出 チェック	除外基準 (①~③)	除外申出理由等	URL	...
○	①	出版予定(「これから出る本」○月上旬号)	http://dl.ndl.go.jp/...	...
○	②	管理団体委託 (学著協)	http://dl.ndl.go.jp/...	...
○	③	□山△郎	http://dl.ndl.go.jp/...	...

図7 図6から該当行のみコピー&ペーストした申出用リストのイメージ

■ 申出用リストの送付

申出用リストのファイルを、下記の要領でメールに添付してお送りください。

宛先	国立国会図書館関西館電子図書館課
送付先 メールアドレス	jogai@ndl.go.jp (「o」は全てアルファベットの「オー」、「j」はアルファベットの「エル」)
件名	「除外申出(〇〇社)」等、除外申出であることが分かる件名としてください。
メール本文に 記載していただく 事項(必須)	お申出をされる方の、 ・お名前 ・所属 ・連絡先(電話番号及びメールアドレス) をご記載ください。
その他	・ファイルを圧縮する場合は、ZIP形式でお願いします。 ・ 添付ファイルにパスワードは設定しないでください。 ・流通している事由を示す資料について電子ファイルでご提示いただく場合は、あわせて添付してください。

必要事項に漏れがある場合や、お申出の内容について確認が必要な場合は、お申出いただいた方にご連絡をさせていただきます。

お申出の受付後、国立国会図書館の担当者が、除外事由に相当するかどうかを確認します。除外した場合、除外しなかった場合のいずれの場合も、結果をご連絡します。

4. 人格的利益の侵害等を理由とする送信利用停止のお申出について

(1) 概要

人格的利益の侵害や著作権侵害等の正当な理由がある場合は、当該資料の出版者等からの文書でのお申出に基づき、一定の調査審議手続を経て、当該資料の利用を制限する措置をとることができます。

除外基準④によるお申出があった場合は、上記の利用制限措置のお申出として取扱い、送信利用の停止とともに、当該資料の国立国会図書館での利用についても調査審議の対象とします。

(2) 利用制限措置をとり得る資料の例

・内容を公開することにより個人又は法人その他の団体の名誉、私生活の平穩その他の人格的利益を侵害することが裁判により確定した資料その他人格的利益を侵害することが明らかである資料

・著作権その他の著作権法に定める権利を侵害して発行されたことが裁判により確定した資料その他著作権を侵害して発行されたことが明らかである資料

(3) お問い合わせ

まず、お申出の趣旨が「国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則」第2条の要件を満たすかを、ご検討ください。

国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則の全文：

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/laws/pdf/a5214.pdf>

ご検討の結果、利用制限措置のお申出を希望される場合は、手続の詳細を下記まで電話でお問い合わせください。

利用制限措置についての問い合わせ先：

国立国会図書館 収集書誌部 収集・書誌調整課 納本制度係

電話：03-3581-2331(内線：24530)

※このマニュアルに掲載している内容は、平成30年7月1日時点のものです。

※ご不明な点は、下記の連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先：

国立国会図書館 関西館

電子図書館課 除外手続担当

メール：jogai@ndl.go.jp

電話：0774-98-1270